

入札説明書

本件入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札書に関する事項

(1) 入札書は、入札書（参考様式）に必要とする事項を記載し、公告に示す提出期日に届くよう配達日指定で郵送すること。

(2) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(3) 入札公告4(3)における無効な入札書は、次のいずれかに該当する入札書とする。

ア 一般書留又は簡易書留かつ、配達日指定以外の方法により提出された入札書

イ 入札公告に示す指定日以外の日に着した入札書

ウ 外封筒のあて先が入札公告と一致しない入札書

エ 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書

オ 外封筒に記載された業務名、開札日のいずれかが入札公告と一致しない又は未記載で意思表示が明確でない入札書

カ 外封筒の表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

キ 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書

ク 中封筒がない入札書

ケ 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書

コ 中封筒に記載された業務名、開札日のいずれかが入札公告と一致しない又は未記載で意思表示が明確でない入札書

サ 金額の記入がない入札書

シ 入札金額の記載を訂正した入札書

ス あて先、入札をする者の商号又は名称、押印のいずれかがない又は誤りがある入札書

セ 入札書の業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書

2 入札保証金

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者決定後、契約を締結しない場合には見積もりに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3に相当する額を納めなければならない。

3 開札に関する事項

- (1) 開札は、次により行う。
 - ① 開札日時及び開札場所 入札公告による。
 - ② 当該入札事務に関係のない法人職員を立ち合わせる。
- (2) 開札の結果、落札候補者が決定されなかったときは、当該入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、無効（入札説明書1(3)ス及びセによる無効を除く。）又は失格となった者は、再度入札に参加できないものとする。なお、本項に基づく再度入札における入札書の提出期日等は、電話又はファクシミリにより通知する。
- (3) 本件に関し入札者がいない場合は、開札日を繰り延べて実施することがある。なお、その場合は、件名を「（再）入札公告」として再度公告を行う。
- (4) 再度入札に付しても、なお落札候補者が決定しない場合は、随意契約により決定する。
- (5) 落札候補者の決定について
 - ① 開札したときは、直ちに入札者の記載事項を確認し、無効または失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者及び無効または失格の事由を発表する。
 - ② 同じ価格をもって入札した者が2以上あるときは、くじにより順位を決定する。
 - ③ 無効又は失格の入札を除き、予定価格の範囲内において最低価格で入札した者を落札候補者として落札候補者名を開札場所で発表する。

4 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、入札仕様書等に関する質問書（様式4）により関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、入札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札の取り止め等

- 入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

6 契約保証金

- 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約細則第 39 条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

9 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 契約条項

契約書（案）による。

11 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

公立大学法人福島県立医科大学 事務局 復興推進課 企画総務担当

電話番号 024-547-1674 FAX 024-547-1666

12 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。
- (4) 入札者は、入札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人福島県立医科大学から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 2 条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第 17 条に規定する競争に付するときは被補佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

（競争に参加させないことができる者）

第 3 条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、2 年以内の期間、競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、2年以内の期間が経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の5以上（工事等の請負契約にあつては、100分の10以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 福島県債証券 額面全額
- (2) 国債証券 額面全額の10分の8
- (3) 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の10分の8
- (4) 理事長が確実であると認める社債権 時価の10分の8